

香川県警察職員互助会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第6号

香川県警察職員互助会設置規則の一部を改正する規則

香川県警察職員互助会設置規則（平成13年香川県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業) 第3条 略 (1)～(4) 略 <u>(5)・(6)</u> 略</p>	<p>(事業) 第3条 互助会は、次に掲げる事業を行うものとする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 会員の臨時の支出に対する資金の貸付け</u> <u>(6)・(7)</u> 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。